設置しましたか？

全国の住宅火災による死者のうち、死亡原因の約７割が逃げ遅れによるものです。

火災の発生に早期に気付き、大切な命を守るために住宅用火災警報器の設置が有効であることから消防法が改正され、平成２３年６月からは、全ての住宅が設置義務となりました。

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置率について

完全義務化となったＨ２３年６月時点で、全国の約７割の住宅が既に設置されています。

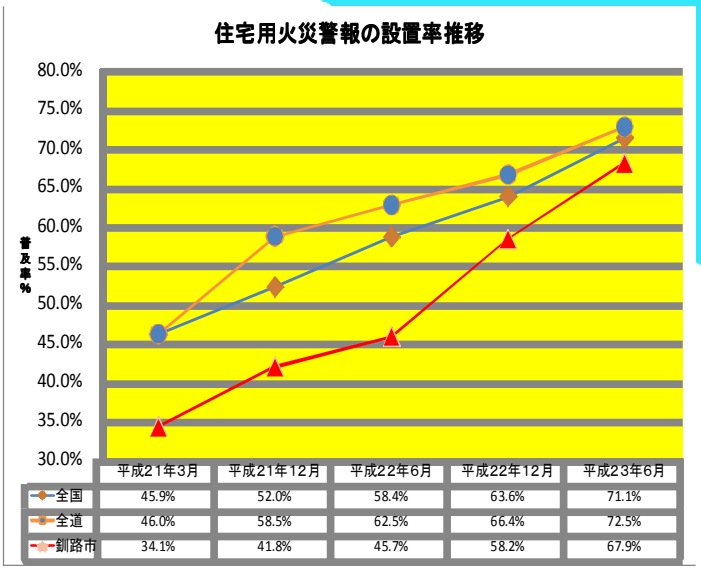

	平成21年3月	平成21年12月	平成22年6月	平成22年12月	平成23年6月
全国	45.9%	52.0%	58.4%	63.6%	71.1%
全道	46.0%	58.5%	62.5%	66.4%	72.5%
釧路市	34.1%	41.8%	45.7%	58.2%	67.9%

維持管理について

設置した後は、火災が発生した時に備え、機器が正常に作動するよう、***定期的に点検***をお願いします。

- ●作動点検
- ●機器の清掃
- ●機器交換時期のチェック

取り付けたその後に！

お家のどこに設置するのですか？

住宅として使用されている建物すべてが対象となります。

１戸建て住宅を例にとると、**寝室で使用している部屋**の天井や壁に設置します。

主寝室の他、子供部屋なども含まれます。

さらに、２階に寝室がある場合は、**階段室**にも設置が必要になります。

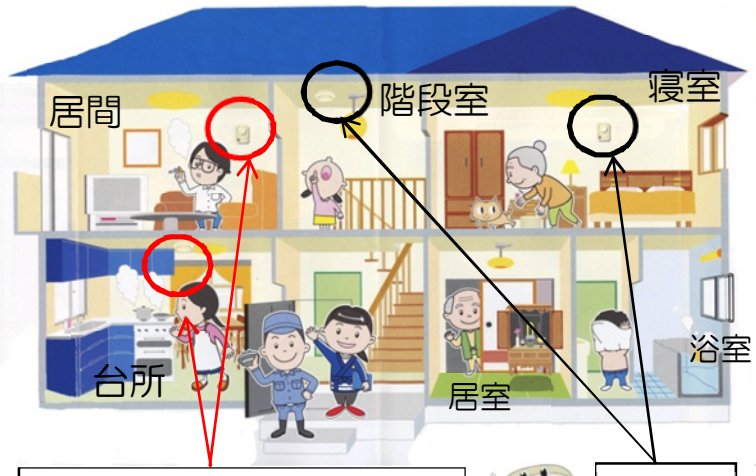

設置義務ではありませんが、安心のため設置をお勧めします。

義務

設置する時の注意事項はありますか？

天井や壁に設置する際には下記の事項に注意してください。

〈天井の場合〉
火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

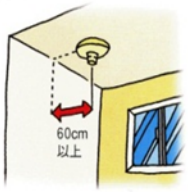

はりなどがある場合の取り付けは…
火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

〈壁の場合〉
天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。

エアコンなどの吹き出し口付近の取り付けは…
換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

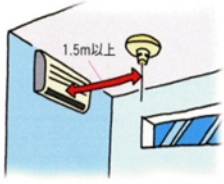

日頃の点検方法は？

作動点検について

正常に作動するか、定期的（１ヶ月に１回程度）**作動チェック**をしましょう。

点検方法は、本体のひもを引くものや、ボタンを押して点検できるもの等、機種によって異なりますので、機器の取扱説明書を確認してください。

電池切れにご注意を！

機器の掃除について

警報器に**ホコリが付く**と火災を感知しにくくなります。汚れが目立ってきたら、乾いた布でふき取りましょう。

機器の交換時期について

メーカーによって異なりますが、**警報器の交換のめどがおおむね１０年**のものが多く出回っています。

警報器には交換時期を明記したシールを貼ってあるか、「ピー」という音で交換時期を知らせるものがあります。詳しくは機器の取扱説明書で確認してください。

住宅用火災警報器のお問い合わせは、消防本部または、お近くの消防署まで！

消防本部予防課	(0154)23-0426	南浜町4番8号	中央消防署	(0154)23-0430	南浜町4番8号
新橋支署	(0154)22-0353	新橋大通3丁目1番6号	愛国支署	(0154)37-2422	愛国東4丁目36番12号
東分署	(0154)46-3488	春採7丁目3番9号	桜ケ岡支署	(0154)91-6455	桜ケ岡4丁目3番30号
西消防署	(0154)51-1658	鳥取南4丁目4番22号	大楽毛支署	(0154)57-4808	大楽毛2丁目4番16号
阿寒支署	(0154)66-3350	阿寒町北新町1丁目5番1号	阿寒湖温泉支署	(0154)67-2702	阿寒町阿寒湖温泉3丁目8番1号
音別支署	(01547)6-2519	音別町中園1丁目78番地	白糠支署	(01547)2-2053	白糠町東1条南3丁目2番20号